

氏名(本籍)	石 ^{いし} 司 ^{つか} 真由美 ^{まゆみ} (長崎県)		
学位の種類	博士(学術)		
学位記番号	博甲第5989号		
学位授与年月日	平成24年3月23日		
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当		
審査研究科	人文社会科学研究科		
学位論文題目	James Lorimer (1818-1890): A Forgotten Legacy in the History of International Law		
主査	筑波大学教授	Dr.Phil (国際法)	吉田 脩
副査	筑波大学教授	Ph.D (政治学)	岩崎 美紀子
副査	筑波大学准教授	Ph.D (法学)	チャールズ・コヴェール
副査	筑波大学准教授	Ph.D (政治学)	東野 篤子
副査	筑波大学教授	博士(法学)	國分 典子
副査	北海道大学准教授		堀口 健夫

論文の内容の要旨

本論文は、主として国際法の学説史に関する基礎法学上の研究であり、19世紀末に活躍した、英国スコットランドのジェームズ・ロリマー (James Lorimer, 1818-1890) の法理論を採り上げ、これを体系的に考察しようとするものである。彼の国際法論の顕著な特徴は、アウグスト・ヴィルヘルム・ヘフター (August Wilhelm Heffter, 1796-1880) らに代表される、当時における「法実証主義 (positivism)」の支配的な趨勢に対抗し、先験的な「神意」に依拠しつつも、国際政治における「勢力均衡 (balance of power)」等の現実を踏まえた、「事実 (factum)」に基づく「自然法論」を唱えた点にあると言える。

第1章は、本学位論文全体の基盤となる前提的な考察であり、自然法論が主流的なアプローチとして存在していた17～18世紀から、「法実証主義」がほぼ優勢となった19世紀に至るまでの時代を検討の対象とし、グロティウス、ヴァッテル、プーフENDORF、バインケルスフーク、マルテンス、クリューバー、ホイートン、ウールジー、ウェストレイク、ホランド、ホール、オッペンハイムらの国際法学説が検討されている。

第2章は、いわゆる「ロリマー小伝」を構成するもので、彼が受けた法学教育の背景、ジュネーヴ・ベルリン・ボンにおける研究活動、法廷弁護士 (advocate) としての実務経験、自然法・国際法欽定教授在職時 (エディンバラ大学) の主要業績—『国際法提要』(The Institutes of the Law of Nations, 1883-1884) の上梓—等の内容が紹介され、ロリマーの法思想を育んだところの、個人の経歴が詳述される。

第3章は、これまで国際法学においてはロリマーに対しいかなる評価が行われてきたのか、その通説の系譜を確認し、これを批判的に分析する。ロリマーの法学説は、20世紀前半、およそ第一次世界大戦頃までは、比較的の高い評価を受け、日本を含む諸国の国際法ないし法律学の概説書でも採り上げられてきたが、第一次大戦以降又は第二次大戦後、「人権 (human rights)」の法的観念が次第に発展するにつれて、「文明論」を採り入れたロリマー学説の扱いは極めて限定的なものとなっていった。しかし、19世紀後半のヨーロッパにおいて、一定の文明標準やキリスト教国であることを条件として国際法の適用問題を論じていたのは決してロリマーだけではなく、それは当時の国際法学における通説的な風潮であったことは明らかであり、彼の

国家承認論のみを採り上げて批判した、ラウターバクトやヌスバウムらによる史的な評価は的を射ず、また妥当なものではないことが示される。

第4章は、ロリマーの法理論の根本的基盤に「自然法」が存在することを確認し、その自然法がいかなる性質を有するのかという問題を論究する。ロリマーは、自然法の観念を考察するにあたり、自然法は事実 (*factum*) に基礎を有するものと捉え、その事実は、不完全 (*imperfect*) な人間たちに対して、「全知全能の神 (*the Perfection; God*)」によってもたらされたものだと言及する。自然科学において万有引力の法則が不変の「自然法則 (*law of nature*)」として見いだされたごとく、自然法も神意に裏付けられた「事実」の中にこそ確認することができるのである。つまり、ニュートンが彼の発見した自然法則の根拠を神の意思に求めたように、ロリマーによるこうした考え方は、スコラ学派に代表される伝統的な自然法論というよりも、ニュートンやライプニッツといった自然哲学者ないし自然科学者の思考と軌を一にするものと捉えることができる。ロリマーは、実定法を含む全ての法が自然法より導出されると考えるが、この点は、国際法の「淵源 (*sources*)」が条約、慣習法もしくは法の一般原則だとする、現代国際法学の通説的理解とは完全に相違している。

第5章は、ロリマーが打ち出した、「国際政府機構案 (*Scheme for the Organisation of an International Government*)」に焦点を当てるとともに、国際組織法の進展をも含む、その国際法学説史上の意義を探究する。同政府案とは、略言すれば、国内的な目的に必要なと認められる程度での同時かつ均衡のとれた軍備縮小を誓約し、かつ、立法府、行政府、司法府、執行府、財政府の設立を提唱するもので、少なくとも19世紀後半においては、最も注目し得る国際政府提案と言われてきた。第2章でも述べたとおり、ロリマーは「国際組織 (*international organisation*)」という語句の考案者であって、初めてこの語句を用いたのは、彼が本政府機構案を提示したときのことである。ロリマーは、国際法学の「究極の問題 (*the ultimate problem*)」として、この国際政府機構案の策定に1867年より取り組み、これを1884年の『国際法提要 (*Institutes of the Law of Nations*)』において完成させた。本章は、まず、デュボワ、サンピエールなどによる「世界平和のための諸計画」について概観した上で、ロリマーの国際政府機構案の内容を子細に分析し、ロリマーの国際政府機構案は、国内における法的諸制度からの類推によって考案されたものであり、民事・刑事の各裁判所の設置などにもその影響が及んでいることを論証する。

このようなロリマーの国際政府機構案の概要を踏まえた上で、次に本章は、同政府機構案が、彼の自然法を基礎とした法理論、つまり、「*de facto* 原則」を基礎とした彼の自然法といかなる関係性を有しているのかという点について考察する。ロリマーは、彼の *de facto* 原則に則って、当時の支配的な政治原理—「勢力均衡」その他—の観察に基づき、この国際政府機構案を起草したと考えられる。ロリマーの国際政府機構案は、実定法の世界では実用性 (*applicability*) が低いとされがちな「自然法論」に立脚しているにもかかわらず、ここでは、規範的な要請に加えて、国際社会における事実的な要素も考慮されているがゆえに、より実際的な価値 (*practical value*) を有することとなり、ひいては、今日の国際組織法の構築作業 (基本条約の設立) に対しても一定の意義を持つことになったと、評価することができる。

結論部では、国際法学全体における本学位論文の意義が、総論的に考察される。*de facto* 原則を含む、ロリマーの国際法論・自然法論は、それが、国際関係における一定の事実的な要素を含むがゆえに、様々な事象や場面においても、言わば政策的な意味合いと応用性を有するようになり、現実に対しても影響を与え得るものになると考えられる。そうした自然法論に国際法学の全体を引きつけて理解することで、今日では「フラグメンテーション (*fragmentation*)」が著しいと言われる現代国際法の発展に対して、一つの体系的な視座と思考様式を与えることができるのである。

審査の結果の要旨

ジェイムズ・ロリマーの国際法論を体系的に考察した研究は世界的にも僅かであり、この問題そのものを採り上げ、学位論文として纏め上げた点については、一定の独創性を有するものとして、評価することができる。また、彼の学説的な特徴である「自然法論」と「国際政府機構案」に関しても、基礎理論的な検討は十分に行われており、今後のより発展的な研究も期待し得る内容となっている。さらに、英米語文献のみに依拠せず、関係する他の欧州語の資料群も幅広く蒐集し、これらの子細に分析している点は、ロリマーの法論が、コモン・ロー諸国ではなく、特に大陸法系の国々で広く受け容れられているという点に鑑みれば、非常に重要であると言える。

ただし、ロリマーのいう「自然法（論）」といわゆる「伝統的自然法」論との関係性、「*de facto* 原則」と「法実証主義（positivism）」者（ハンス・ケルゼンなど）らによる根本的主張との親和性（法秩序における「規範」と「事実」の連関に対する理解の諸態様）などについては、より徹底した論究が必要であるとも評し得る。

とはいえ、このことをもって、本論文における学術上の価値そのものが著しく損なわれるとまでは言えるものではない。

平成 24 年 1 月 10 日、人文社会科学研究科学学位論文審査委員会において、審査委員全員出席のもと、本論文について著者に説明を求めた後、関連事項につき質疑応答を行い、審議の結果、合格と判定された。

上記の論文審査ならびに最終試験の結果に基づき、著者は博士（学術）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。